

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和7年8月1日)

開催日及び場所			令和7年6月18日（水曜日）九州森林管理局4階第2会議室			
委員			渡 邊 剛 （弁護士） 諏 佐 マ リ （熊本大学法学部准教授） 永 里 慎 祥 （公認会計士）			
審議対象期間			令和6年10月1日～12月31日、令和7年1月1日～3月31日			
審議対象案件			3 5 6 件 うち、1 者応札案件 1 8 7 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件			
抽出案件			1 2 件 うち、1 者応札案件 4 件 (抽出率 3 %) (抽出率 2 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		1 件	うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争			
			工事希望型競争			
			その他の指名競争			
		随意契約		1 件	うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	業務	一般競争		3 件	うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争			
			簡易公募型競争			
			その他の指名競争			
		随意契約	公募型プロポーザル			
			簡易公募型プロポーザル			
			標準型プロポーザル			
			その他の随意契約	0 件	うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	物品・役務等	一 般 競 争		4 件	うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指 名 競 争				
		随意契約（企画競争・公募）				
		随意契約（その他）		3 件	うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	(特記事項)			特になし		

	質問	回答
委員からの意見・質問それに対する回答等	○指名停止等について ・誤って伐採とあるが、故意に又は重過失があるなどに関わらず、単純に間違って伐採したものであっても指名停止となるのか。 ・誤って伐採された立木に対する損害賠償請求は行ったのか。 ○抽出事業について ・No.1(永久井野林道災害復旧工事3)について、一般競争参加資格をA～C等級まで広く設定してあるが、応札者が2者しかなかった理由は。 ・入札公告に、「現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(発注者指定方式)である。」とあるが、発注者指定方式とはどういうものか。 ・急ぎの工事なども含め、発注する工事はこの方式をとっているのか。 ・No.2(瓶台治山工事(応急対策工))について、他の随意契約の応札者は1者が多いが、この工事は応札者が3者と多数になった理由は。 ・この工事は、早急に応急対策工事が必要との説明があったが、見積案内先の3者は当該箇所の近隣で工事等を行っている業者としたのか。 ・それであれば、工事実施についての起案文書中の選定理由には、地理的条件を記載する必要があるのではないか。 ・No.3(国有林林道鋼橋塗膜調査業務(鹿児島県地区))について、落札業者が複数の業務を受注しているが、1者あたりの発注額が一定額又は一定率を超える場合は、他社を選定する仕組みは無いのか。制限がなければ特定の業者が独占することも考えられると思うが。 ・一般競争入札参加資格である等級は、随時見直しは可能か。 ・「鋼橋塗膜調査」とはどういうものか。 ・入札公告に記載されている「ウィークリースタンス」とはどういうものか。 ・ウィークリースタンスは、一般的に採用されていることなのか。 ・No.4(治山実施設計業務(権現ケ尾地区外))及びNo.5(治山実施設計業務(小屋迫地区外))について、入札金額だけ見ると落札した業者より低い金額を提示した業者が数社あるが、落札の決め手は何か。 ・客観的な判断基準はあるのか。誰が判断しても同じ結果になるのか。	・誤って伐採したことは、程度に関わらず不誠実な行為になるものと考えます。今回の業者は、以前にも同様の誤伐を行いその際2か月間の指名停止措置がとられています、そのこともあり今回の指名停止措置(6か月)となったものです。 ・損害賠償請求を行いました。 ・この地域は、先の台風による災害が発生し、復旧工事等が多いため林道工事を受注できる業者が少なかったためだと思われます。 ・労働者の労働環境改善を図るため、現場を閉所して「週休2日」に取り組むことを発注者が指定する工事のことです。 ・全ての工事ではなく、工期がとれる場合は週休2日を指定した工事を発注しています。 ・随意契約では、原則3者に見積依頼を行っています。3者全てから見積書が提出されるわけではなく1者だけという事もあります。今回の工事では見積依頼した3者から見積書の提出があったことから3者となったものです。 ・そのとおりです。 ・今後は、その点も記載するようにしたいと思います。 ・特にそのような制限はありません。一般競争入札を実施し、低価格入札の場合は調査基準価格を設定し対応を行いますので、公正な入札ができていますと考えます。 ・可能です。随時申請を受け付けています。 ・橋に塗布されている塗膜には有害物質(PCB等)が含まれている場合がありますので、塗装塗り替え工事等を行う際に塗膜を調査し有害物質の有無を確認するものです。 ・ウィークリースタンスは、業務環境の改善を目的としています。例えばノー残業デーの設定や17時以降に電話をしないなど業務時間内に業務を進めることを推進するものです。 ・公共事業においては、全般的に取り組んでいる状況かと思います。 ・総合評価落札方式により発注した業務で、これまでの実績や信用性、技術者の資格などを総合的に判断し落札者を決定します。 ・判断基準があり点数化して決定しますので、担当者により結果が変わることはありません。

	・No.6(吹上浜(崎野潟国有林外)治山事業(伐倒駆除)単価請負)について、単価契約である理由は。 ・駆除予定数量はどうやって算定するのか。 ・入札公告の競争参加資格中に「下請」という記載があるが、最近下請け法が改正され「下請け」という文言を使用しないことになったと思うが、今後の表記はどうなるのか。 ・No.7(切込国有林Ⅱ森林整備(保育間伐【活用型】外)事業請負)について、保育間伐の請負の中で本件のみ応札者が4者となったのはなぜか。 ・No.8(高仁田国有林造林事業(植付作業外)請負)について、資料の中で応札者が1者であるにもかかわらず、「特別な競争参加資格」欄が「―」となっているのはなぜか。 ・資料の説明書には、応札者が1者であれば特別な競争参加資格を記載するとなっている。今後は「―」ではなく理由が分かるように記載してもらいたい。 ・協定書を締結した業者はどのように選定したのか。 ・No.9(建設機械借上単価契約(伊佐地区2))およびNo.10(建設機械借上単価契約(大分南部地区3))について、いずれの契約も応札者が1者であるのに、特別な競争参加資格欄の記載が異なる理由はあるのか。 ・さきほどもお願いしたが、「―」ではなく理由の記載をお願いする。 ・No.11(林産物販売委託業務(ヒノキ298.169m3))及びNo.12(林産物販売委託業務(ヒノキ520.384m3))について、物品役務の名称、契約の相手方が同一であるにもかかわらず、契約を分割した理由はなにか。 ・作業場所は異なっているが、業務内容が同じであれば、一括発注することで安く契約できるのではないか。 ・少額随意契約の基準額が変更になったと思うが、具体的な金額を教えてください。	・松くい虫被害木の駆除がこの事業の内容になります。松くい虫の被害にあった木は緑色から赤く枯れてきますので、これを調査し数量を算定して入札を行います。調査時には被害が見られなくても後から被害が判明することもありますので、単価契約をすることで追加分も対処することができることから単価契約としています。 ・過去3年間の駆除実績数量の平均から算出しています。そのため、入札時の数量と実際の数量には差がある場合もあります。 ・確認後お伝えします。(※法の改正により、「下請事業者」から「中小受託事業者」へ用語の変更が行われる。2025年5月16日公布、2026年1月1日施行) ・この事業箇所は、大分県と宮崎県の県境に位置しており、両県の業者から応札があったこと、また、この事業箇所の地形が比較的なだらかで、作業条件が良いことも要因だと思われます。 ・本事業は、「樹木採取権運用協定書」を締結している区域内であることから、協定業者と随意契約を行うため、特別な競争参加資格設定には該当しないことから「―」と記載しています。 ・今後の資料では確認できるように記載します。 ・公募を行い、選定委員会において選定します。協定期間は10年となっています。 ・記載を間違えていました、どちらも同じ理由で「―」になります。 ・承知しました。 ・作業場所が異なるためです。 ・委託数量に対する支払額となるため、一括契約となっても金額は変わりません。 ・確認後お伝えします。(※財産の売り払いの場合は現行の50万円から100万円に引き上げられた。2025年4月1日施行)
委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。